

## 「薩摩川内市ふるさと景観計画」新旧対照表

該当ページ	旧	新																																																					
P22	<p><b>建築物事項の追加と基準の表示変更</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準の見直しを行い、届出対象行為に『工業地域』『工業専用地域』の用途地域を追加（景観条例改正済）</li> <li>・延べ面積の基準を各事項の基準に追加</li> </ul>																																																						
	<p>図表 1 7 届出対象行為</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #90ee90;"> <th style="width: 10%;">行為</th> <th style="width: 40%;">事項</th> <th style="width: 50%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">建築物</td> <td>第一種低層住居専用地域<sup>㊦</sup> 第二種低層住居専用地域<sup>㊦</sup></td> <td>● 軒高7m超及び地階を除く階数が3以上のもの<sup>㊦</sup></td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域<sup>㊦</sup> 第二種中高層住居専用地域<sup>㊦</sup> 第一種住居地域<sup>㊦</sup> 第二種住居地域<sup>㊦</sup> 準住居地域<sup>㊦</sup> 田園住居地域<sup>㊦</sup> 近隣商業地域<sup>㊦</sup> 準工業地域<sup>㊦</sup> 用途地域の指定のない区域<sup>㊦</sup> 都市計画区域外<sup>㊦</sup></td> <td>● 高さが12m超及び地階を除く階数が4以上のもの<sup>㊦</sup></td> </tr> <tr> <td>商業地域<sup>㊦</sup></td> <td>● 高さが15m超及び階数が5以上のもの<sup>㊦</sup></td> </tr> <tr> <td>共同住宅等<sup>㊦</sup></td> <td>● 地階を除く階数が3以上で、かつ、10以上の住戸を有するもの及び15以上の住室を有するもの<sup>㊦</sup></td> </tr> <tr> <td>延べ面積<sup>㊦</sup></td> <td>● 1,000平方メートルを超えるもの<sup>㊦</sup></td> </tr> <tr> <td>増築、改築<sup>㊦</sup></td> <td>● 増築、改築を行うことで、上記事項の建築物の各基準以上となるもの<sup>㊦</sup> ● 上記事項の建築物の内、当該建築物の延べ面積の2分の1を超えるもの<sup>㊦</sup></td> </tr> <tr> <td>色彩の変更<sup>㊦</sup></td> <td>● 上記事項の建築物の内、各壁面の鉛直投影面積<sup>㊦</sup>の5分の1を超えるもの<sup>㊦</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> </tbody> </table>	行為	事項	基準	建築物	第一種低層住居専用地域 <sup>㊦</sup> 第二種低層住居専用地域 <sup>㊦</sup>	● 軒高7m超及び地階を除く階数が3以上のもの <sup>㊦</sup>	第一種中高層住居専用地域 <sup>㊦</sup> 第二種中高層住居専用地域 <sup>㊦</sup> 第一種住居地域 <sup>㊦</sup> 第二種住居地域 <sup>㊦</sup> 準住居地域 <sup>㊦</sup> 田園住居地域 <sup>㊦</sup> 近隣商業地域 <sup>㊦</sup> 準工業地域 <sup>㊦</sup> 用途地域の指定のない区域 <sup>㊦</sup> 都市計画区域外 <sup>㊦</sup>	● 高さが12m超及び地階を除く階数が4以上のもの <sup>㊦</sup>	商業地域 <sup>㊦</sup>	● 高さが15m超及び階数が5以上のもの <sup>㊦</sup>	共同住宅等 <sup>㊦</sup>	● 地階を除く階数が3以上で、かつ、10以上の住戸を有するもの及び15以上の住室を有するもの <sup>㊦</sup>	延べ面積 <sup>㊦</sup>	● 1,000平方メートルを超えるもの <sup>㊦</sup>	増築、改築 <sup>㊦</sup>	● 増築、改築を行うことで、上記事項の建築物の各基準以上となるもの <sup>㊦</sup> ● 上記事項の建築物の内、当該建築物の延べ面積の2分の1を超えるもの <sup>㊦</sup>	色彩の変更 <sup>㊦</sup>	● 上記事項の建築物の内、各壁面の鉛直投影面積 <sup>㊦</sup> の5分の1を超えるもの <sup>㊦</sup>										<p>図表 1 7 届出対象行為</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #90ee90;"> <th style="width: 10%;">行為</th> <th style="width: 40%;">事項</th> <th style="width: 50%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">建築物</td> <td>第一種低層住居専用地域<sup>㊦</sup> 第二種低層住居専用地域<sup>㊦</sup></td> <td>● 延べ面積が1,000㎡を超えるもの 又は 軒高7mを超えるもの 又は 地階を除く階数が3以上のもの<sup>㊦</sup></td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域<sup>㊦</sup> 第二種中高層住居専用地域<sup>㊦</sup> 第一種住居地域<sup>㊦</sup> 第二種住居地域<sup>㊦</sup> 準住居地域<sup>㊦</sup> 田園住居地域<sup>㊦</sup> 近隣商業地域<sup>㊦</sup> 準工業地域<sup>㊦</sup> 用途地域の指定のない区域<sup>㊦</sup> 都市計画区域外<sup>㊦</sup></td> <td>● 延べ面積が1,000㎡を超えるもの 又は 高さが12mを超えるもの 又は 地階を除く階数が4以上のもの<sup>㊦</sup></td> </tr> <tr> <td>商業地域<sup>㊦</sup> <b>工業地域<sup>㊦</sup></b> <b>工業専用地域<sup>㊦</sup></b></td> <td>● 延べ面積が1,000㎡を超えるもの 又は 高さが15mを超えるもの 又は 階数が5以上のもの<sup>㊦</sup></td> </tr> <tr> <td>共同住宅等<sup>㊦</sup></td> <td>● 延べ面積が1,000㎡を超えるもの 又は 地階を除く階数が3以上で10以上の住戸を有するもの 又は 地階を除く階数が3以上で15以上の住室を有するもの<sup>㊦</sup></td> </tr> <tr> <td>延べ面積<sup>㊦</sup></td> <td>● 1,000平方メートルを超えるもの<sup>㊦</sup></td> </tr> <tr> <td>増築、改築<sup>㊦</sup></td> <td>● 増築、改築を行うことで、上記事項の建築物の各基準以上となるもの<sup>㊦</sup> ● 上記事項の建築物の内、当該建築物の延べ面積の2分の1を超えるもの<sup>㊦</sup></td> </tr> <tr> <td>色彩の変更<sup>㊦</sup></td> <td>● 上記事項の建築物の内、各壁面の鉛直投影面積<sup>㊦</sup>の5分の1を超えるもの<sup>㊦</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> </tbody> </table>	行為	事項	基準	建築物	第一種低層住居専用地域 <sup>㊦</sup> 第二種低層住居専用地域 <sup>㊦</sup>	● 延べ面積が1,000㎡を超えるもの 又は 軒高7mを超えるもの 又は 地階を除く階数が3以上のもの <sup>㊦</sup>	第一種中高層住居専用地域 <sup>㊦</sup> 第二種中高層住居専用地域 <sup>㊦</sup> 第一種住居地域 <sup>㊦</sup> 第二種住居地域 <sup>㊦</sup> 準住居地域 <sup>㊦</sup> 田園住居地域 <sup>㊦</sup> 近隣商業地域 <sup>㊦</sup> 準工業地域 <sup>㊦</sup> 用途地域の指定のない区域 <sup>㊦</sup> 都市計画区域外 <sup>㊦</sup>	● 延べ面積が1,000㎡を超えるもの 又は 高さが12mを超えるもの 又は 地階を除く階数が4以上のもの <sup>㊦</sup>	商業地域 <sup>㊦</sup> <b>工業地域<sup>㊦</sup></b> <b>工業専用地域<sup>㊦</sup></b>	● 延べ面積が1,000㎡を超えるもの 又は 高さが15mを超えるもの 又は 階数が5以上のもの <sup>㊦</sup>	共同住宅等 <sup>㊦</sup>	● 延べ面積が1,000㎡を超えるもの 又は 地階を除く階数が3以上で10以上の住戸を有するもの 又は 地階を除く階数が3以上で15以上の住室を有するもの <sup>㊦</sup>	延べ面積 <sup>㊦</sup>	● 1,000平方メートルを超えるもの <sup>㊦</sup>	増築、改築 <sup>㊦</sup>	● 増築、改築を行うことで、上記事項の建築物の各基準以上となるもの <sup>㊦</sup> ● 上記事項の建築物の内、当該建築物の延べ面積の2分の1を超えるもの <sup>㊦</sup>	色彩の変更 <sup>㊦</sup>	● 上記事項の建築物の内、各壁面の鉛直投影面積 <sup>㊦</sup> の5分の1を超えるもの <sup>㊦</sup>								
行為	事項	基準																																																					
建築物	第一種低層住居専用地域 <sup>㊦</sup> 第二種低層住居専用地域 <sup>㊦</sup>	● 軒高7m超及び地階を除く階数が3以上のもの <sup>㊦</sup>																																																					
	第一種中高層住居専用地域 <sup>㊦</sup> 第二種中高層住居専用地域 <sup>㊦</sup> 第一種住居地域 <sup>㊦</sup> 第二種住居地域 <sup>㊦</sup> 準住居地域 <sup>㊦</sup> 田園住居地域 <sup>㊦</sup> 近隣商業地域 <sup>㊦</sup> 準工業地域 <sup>㊦</sup> 用途地域の指定のない区域 <sup>㊦</sup> 都市計画区域外 <sup>㊦</sup>	● 高さが12m超及び地階を除く階数が4以上のもの <sup>㊦</sup>																																																					
	商業地域 <sup>㊦</sup>	● 高さが15m超及び階数が5以上のもの <sup>㊦</sup>																																																					
	共同住宅等 <sup>㊦</sup>	● 地階を除く階数が3以上で、かつ、10以上の住戸を有するもの及び15以上の住室を有するもの <sup>㊦</sup>																																																					
	延べ面積 <sup>㊦</sup>	● 1,000平方メートルを超えるもの <sup>㊦</sup>																																																					
	増築、改築 <sup>㊦</sup>	● 増築、改築を行うことで、上記事項の建築物の各基準以上となるもの <sup>㊦</sup> ● 上記事項の建築物の内、当該建築物の延べ面積の2分の1を超えるもの <sup>㊦</sup>																																																					
	色彩の変更 <sup>㊦</sup>	● 上記事項の建築物の内、各壁面の鉛直投影面積 <sup>㊦</sup> の5分の1を超えるもの <sup>㊦</sup>																																																					
行為	事項	基準																																																					
建築物	第一種低層住居専用地域 <sup>㊦</sup> 第二種低層住居専用地域 <sup>㊦</sup>	● 延べ面積が1,000㎡を超えるもの 又は 軒高7mを超えるもの 又は 地階を除く階数が3以上のもの <sup>㊦</sup>																																																					
	第一種中高層住居専用地域 <sup>㊦</sup> 第二種中高層住居専用地域 <sup>㊦</sup> 第一種住居地域 <sup>㊦</sup> 第二種住居地域 <sup>㊦</sup> 準住居地域 <sup>㊦</sup> 田園住居地域 <sup>㊦</sup> 近隣商業地域 <sup>㊦</sup> 準工業地域 <sup>㊦</sup> 用途地域の指定のない区域 <sup>㊦</sup> 都市計画区域外 <sup>㊦</sup>	● 延べ面積が1,000㎡を超えるもの 又は 高さが12mを超えるもの 又は 地階を除く階数が4以上のもの <sup>㊦</sup>																																																					
	商業地域 <sup>㊦</sup> <b>工業地域<sup>㊦</sup></b> <b>工業専用地域<sup>㊦</sup></b>	● 延べ面積が1,000㎡を超えるもの 又は 高さが15mを超えるもの 又は 階数が5以上のもの <sup>㊦</sup>																																																					
	共同住宅等 <sup>㊦</sup>	● 延べ面積が1,000㎡を超えるもの 又は 地階を除く階数が3以上で10以上の住戸を有するもの 又は 地階を除く階数が3以上で15以上の住室を有するもの <sup>㊦</sup>																																																					
	延べ面積 <sup>㊦</sup>	● 1,000平方メートルを超えるもの <sup>㊦</sup>																																																					
	増築、改築 <sup>㊦</sup>	● 増築、改築を行うことで、上記事項の建築物の各基準以上となるもの <sup>㊦</sup> ● 上記事項の建築物の内、当該建築物の延べ面積の2分の1を超えるもの <sup>㊦</sup>																																																					
	色彩の変更 <sup>㊦</sup>	● 上記事項の建築物の内、各壁面の鉛直投影面積 <sup>㊦</sup> の5分の1を超えるもの <sup>㊦</sup>																																																					

**景観重要資産等指定による追加**

図表 2 3 本市の景観重要資産と景観重要樹木

番号	指定日	コミュニティ協議会名	名称	備考
第 1 号	H21.12.18	藤本地区コミュニティ協議会	藤本滝	
第 2 号	H21.12.18	倉野地区コミュニティ協議会	倉野磨崖仏	
第 3 号	H22.3.24	峰山地区コミュニティ協議会	江之口橋	
第 4 号	H22.3.24	峰山地区コミュニティ協議会	長崎堤防	
第 5 号	H22.10.1	南瀬地区コミュニティ協議会	南瀬のイチョウの木 (雄株・雌株)	景観重要樹木
第 6 号	H23.3.28	里地区コミュニティ協議会	里町武家屋敷跡の玉石垣	
第 7 号	H25.4.8	朝陽地区コミュニティ協議会	朝陽毒滝	
第 8 号	H25.4.8	育英地区コミュニティ協議会	憩いと歴史の中郷池	
第 9 号	H25.4.8	黒木地区コミュニティ協議会	木場の棚田	
第 1 0 号	H26.5.23	陽成地区コミュニティ協議会	一條神社と歴史の杜	
第 1 1 号	H27.11.4	吉川地区コミュニティ協議会	そばどんの滝	
第 1 2 号	H28.8.19	西山地区コミュニティ協議会	旧西山小学校と瀬々野浦 集落～先人から受け継ぎ 育んできた校庭の石垣～	

P29

図表 2 3 本市の景観重要資産と景観重要樹木

番号	指定日	コミュニティ協議会名	名称	備考
第 1 号	H21.12.18	藤本地区コミュニティ協議会	藤本滝	
第 2 号	H21.12.18	倉野地区コミュニティ協議会	倉野磨崖仏	
第 3 号	H22.3.24	峰山地区コミュニティ協議会	江之口橋	
第 4 号	H22.3.24	峰山地区コミュニティ協議会	長崎堤防	
第 5 号	H22.10.1	南瀬地区コミュニティ協議会	南瀬のイチョウの木 (雄株・雌株)	景観重要樹木
第 6 号	H23.3.28	里地区コミュニティ協議会	里町武家屋敷跡の玉石垣	
第 7 号	H25.4.8	朝陽地区コミュニティ協議会	朝陽毒滝	
第 8 号	H25.4.8	育英地区コミュニティ協議会	憩いと歴史の中郷池	
第 9 号	H25.4.8	黒木地区コミュニティ協議会	木場の棚田	
第 1 0 号	H26.5.23	陽成地区コミュニティ協議会	一條神社と歴史の杜	
第 1 1 号	H27.11.4	吉川地区コミュニティ協議会	そばどんの滝	
第 1 2 号	H28.8.19	西山地区コミュニティ協議会	旧西山小学校と瀬々野浦 集落～先人から受け継ぎ 育んできた校庭の石垣～	
第 1 3 号	R5.7.7	清色地区コミュニティ協議会	入来麓を見守る西郷さん (寝西郷)	

**景観重要資産名の修正及び追加**

P30



一條神社と歴史の杜



一條神社と歴史の杜



入来麓を見守る西郷さん (寝西郷)